様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 3 月 30 日現在

研究種目：基礎研究（C）
研究期間：2007～2008
課題番号：19520597
研究課題名（和文） 五代宋時代の官印制度の研究

研究課題名（英文） The Official Seal Systems in the period of the Five Dynasties and Song Dynasty

研究代表者 片岡 一忠（KATAOKA KAZUTADA）
筑波大学・大学院人文社会科学研究科・教授
研究者番号： 50092515

研究成果の概要：漢文史料の解読と出土官印実物の分析の結果、隋唐にはじまる陽刻朱印の官印制度は、五代を経て宋代には、旧制度の陰刻白文の官印を脱し、清朝まで継承される官印制度の基本形が完成したことを確認した。すなわち、印文の文字が九畳篆と呼ばれる独特の篆法となり、正方形・長方形の両方の印形が官職によって明確に区別して用いられた。さらに、印背に「印款」と呼ばれる鋳造部署名や鋳造年月の文字が刻され、官印の使用現場では「印牌」がつくられ、官印管理が厳格になったことが史料・実物の両面から明らかにされた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	2,100,000	630,000	2,730,000
2008 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総 計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学
科研費の分科・細目：史学・東洋史
キーワード：印款、印牌、会子印、「偽行印信」、九畳篆、「呉越王寶」、朱記、民族文印

１．研究開始当初の背景

(1)　中国の歴史が秦の始皇帝にはじまり、ラストエンペラー宣統帝溥儀の退位に至る皇帝時代であったということができるとすれば、中国史の特徴は皇帝体制を解明することによってはじめて明らかになるのではないか。このように考えられるとき、皇帝支配体制の表徴（明示的特徴）の一つともいえる官印制度（皇帝の印である御宝と皇帝が官員に授けた官印に係わる規定）の変遷を皇帝支配体制の変化の中で追求することが求められた。

(2)　10 世紀の五代から宋朝成立に至る時代は「唐宋変革期」と呼ばれるように、政治社会の変革がなされたとされるが、それは皇帝体制にも大きな変化を与えた。すなわち、この動乱期を経てそれまでの社会秩序は大き

く変化し、貴族制が崩壊した結果、皇帝支配体制が「独裁体制」といわれるレベルに上昇したとされるが、その皇帝支配体制の変化を支配の道具である官印、その制度（官印制度）の変化から解明することの可能性をさぐりたいと考えた。

(3)　さらには、五代宋時代の北方世界に遊牧系民族が勃興し、政権（王朝）を樹立したが、それらの中には漢族居住地域（中国）の一部を支配した政権が現れた。それらの契丹族（遼）、女真族（金）、及びタングート族（西夏）も官印制度をもった。その制度は、各政権の独自のものか、または宋朝の制度の影響を受けたものか。受けたとすると、そのような部分か。これらの点はこれまで十分には検討さえてこなかった。

２．研究の目的

(1)　隋唐代に成立した陽刻朱文の官印が 10 世紀の変革期といわれる五代の中でどう変化し、宋代に継承されたかを解明する。

(2)　宋朝の政治制度のなかで、官印制度がどのような位置を占めたか、いいかえれば皇帝政治にとって官印はどのように利用されたか、されなかったか、を明らかにする。

(3)　北方民族の契丹族（遼）、女真族（金）及びタングート族（西夏）の官印制度の詳細と特徴を、宋朝の制度との比較で明らかにする。それが次の北方民族モンゴル族が興した元朝にどのような影響をあたえたのかを探りたい。

(4)　上記の解明によって、これまで研究し明らかにされた明朝・清朝の官印制度の基本形がどこにあるのか確認することができる。

３．研究の方法

(1)　官印制度の詳細と運用の実態を明らかにするため、『旧五代史』、『宋史』、『遼史』、『金史』といった正史、『文献通考』、『続資治通鑑長編』などの基本的漢文史料にみえる制度的変遷の把握を行う。

(2)　『夢渓筆談』、『建炎以来朝野雑記』、『朝野類要』といった筆記類にみえる官僚の視点からの官印制度の実態把握を行う。

(3)　出土文物に見える官印の実物（印影）を可能な限り収集し、その年代比定を行い、文献記載の確定を行うとともに、視覚的な形状・外形（印面の大きさ、印文の書体、鈕式の形状、印背の状態）から官印の時代的特徴、変遷をつかむ。

４．研究成果

(1)　五代については、これまでその官印の実物の特徴さえ、確認されていなかったが、本研究を通じて、実物の照合から五代の官印が長方形の官職印を中心としたものであることが確認できた。また、文献史料からは、皇帝の徳治の一つとして犯罪者に対する恩赦があげられるが、その恩恵から除外された犯罪に「十悪五逆、殺人、放火、劫盗、合造毒薬、官典犯贓、屠牛」と並んで「偽行印信」が含まれており、皇帝権の表徴である官印を偽造することは、皇帝権を冒涜するものとして厳しく取り締まられていたことが明らかになった。このことから、動乱の時代といわれ、中央政府の弱体が指摘される五代にあっても各王朝を通じて、官印は基本的には中央政府によって鋳造発給され、支配の道具として機能していたことが確認でき、官印の権威は動乱の五代にあっても継承・確保されていたといえる。

(2)　さらには、五代王朝の陰に隠れ、また残存史料が少ないことから、これまであまり注目されてこなかった「十国」においても、五代王朝とは異なった、独自の官印を鋳造・発給していたことが確認できた。具体的な事例として,つぎの二つのことがあげられる。

①　五代の後梁時期に四川地域に勢力を張った前蜀は対抗意識が強く、独自の官印をつくったことが指摘できる。
②　一方、南方の呉越は五代王朝に従属する姿勢を見せ、後梁に対しては諸州の官印の発給を求め、後唐から『呉越國王之印』や官印を賜りながら、その国内では『呉越王寶』をつくっていたことが明らかになった。これは呉越國では実態として独自の官印が使用されたと想定されるものである。

(3)　宋朝時代には、科挙官僚に支えられた皇帝支配体制が確立すると、官印は制度的にも、機能的にも、支配体制を支える、また皇帝権を象徴する支配の道具として使用されたことが、文献史料だけでなく、出土した膨大な官印実物の分析によって明らかになった。すなわち、

①　中央の官印は官衙印（役所印）で、地方では官衙印は長官が専掌し、佐貳官や専

門業務をもつ官員には個別に職印が支給された。

② また、武職は官職印を基本としたが、元豊以降は中央の次官クラスにも官印が支給された。

③ なお、武職印はじめ、記字印であったが、軍制の変化に伴い、印字印が主流となっていった。

④ 御宝については、宋朝はこれまでの「皇帝六璽」に相当する御宝だけでなく、皇帝ごとに独自の御宝を用いた。また、「伝国璽」に対する意識を時代とともに希薄になっていったようである。

(4)　視覚的な特徴として、「研究成果の概要」で記したように、つぎに掲げるような点が指摘できる。

① 印文の書体が九畳篆という、5cm 以上の印面の空白を埋める重層的に刻されて、前代の官印とは一新された。

② 上級官印は正方形で、官衙（役所）印、下級官印は長方形で、官職印という基本が確立された。しかも、官の品級によって印の大きさに違いが設けられた。この大きさに違いが設けたれたことは鈕式が単純化したことで外形上区別が見られなくなった官印に、新たな外形上の差別をつくったことになる。

③ 印背に鋳造部署名や鋳造年月を刻する「印款」(背款)がみられるようになった。それは北宋創建記期には見られず、太宗の太平興国（976-984）から、年号と年月が「〇〇△年△月鑄」というように刻され、真宗の咸平（998-1003）からは「〇〇△年△月」に加えて「少府監鑄」と、鋳造部署名が刻された。さらに南宋代になると、「〇〇△年△月／文思院鑄」となり、官制の変化に伴って鋳造部署が変わったことが知られる。

④ また、鈕式は「つまむ」から「にぎる」に便利なように長くなり、その頭部に印文の上下を示す「上」字が刻された。以上の変化は、官印が皇帝権の表徴として官員に授与され、現場で使用されただけでなく、中央が官印の管理を厳格にしたことを意味し、官印が皇帝支配にとって、これまで以上に重要な道具となったことが知られるものである。

⑤ 北宋滅亡の混乱時期に多くの官印が喪失した。そのため、南渡後の南宋時代初期に新たに鋳造（再鋳造）された官印にはそれ以前の官印と区別するため、印文に、南宋初代皇帝、高宗の年号「建炎」や二代目皇帝、孝宗の年号「紹興」を冠したものがつくられた。

⑥ なお、特殊な印として「会子印」がある。会子という政府発行紙幣に押された印で、官員に授けられた官印ではないが、印が様々な方面に用いられたことを示す好例である。

⑦ ついでながら、官印を副葬することは漢朝時代に容認され、事例としてみられたが、以後絶えてみられなかった。その官印の副葬が宋代に復活し、法的に認められた。事例としても確認できた。

(4)　官印が国内だけでなく、周辺民族や朝貢国に勅印として授けられた。しかも古くは漢朝の王朝名や民族名称を刻した「民族名称印」といえるものではなく、また唐朝の年号を冠したものでもなく、周辺民族には節度使や刺史の官職名を、朝貢刻には国名と称号を刻したものとなった。それは以後に継承された特徴である。

(5) 五代・宋時代、北アジア世界で民族の統合が進み、その中から、中原平原に進攻し漢族を支配する政権が出現した、契丹族の遼、女真族の金、そしてタングートの西夏である。これらの政権は中国支配の道具として、官印を用いた。その特徴は民族文字を印文に刻した民族文印である。しかも民族政権の部族社会支配の変化、中国地域支配の程度によって、３者にはちがいが見られた。すなわち、

① いち早く民族文印をつくった遼は契丹族支配地域で契丹文字の官印（民族文印）が広汎に使用され、その後支配した漢族居住地域の一部のために、別に漢字印がつくられた。

② これに対して、政権樹立（1115）と北宋を滅ぼして（1127）漢族地域を支配したことに時間差がない女真の金にあっては漢字印が主流で、女真文字による民族文印は少ない。しかも宋朝の官印の影響が濃く、しかもその形式にはのちのモンゴル族の元、満洲族の清の官印に影響を与えた点が多々見られた。すなわち、宋朝の影響といえるものは、背款の鋳造年月と鋳造部署名を刻した点である。その内容によって、官印の製造時期が判明できる。印面だけでなく、印背＝背款（印款）が官印の特徴を示すようになり、かえって印背の様式が王朝、製造時期を示すようになった。

③ さらにタングートの西夏に至っては、漢族を支配することはなく、むしろチベットとの関係が推測されることから、その官印にはまったく漢字印がつくられず、中国官印制度史上、「奇印」ともいえる民族文による白文印がつくられた。しかも「首領」と漢訳される官職印が多く、高位の官には官衙印がつくられた。

(6)　以上の研究の成果は、これまで明朝

（1368～1644)、清（1616-1912）の官印制度研究によって解明された特徴として指摘されてきたことであったが、本研究によって、後代、明朝・清朝の官印制度の基本とされる特徴の多くが宋朝時代に確立し、北方民族の王朝である遼（契丹族)、金（女真族)、あるいは西夏（タングート族）によってより整備されたものとなり、モンゴルの元朝でさらに独自に発展を遂げて、明・清朝の官印制度に多大な影響を与えたことが明らかにされた。

５．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計　1 件）
① 片岡一忠「五代・宋時代の官印制度」、『歴史人類』第 36 号、3～74 頁、2008 年、査読無し

〔図書〕（計　1 件）
① 片岡一忠『中国官印制度研究』東方書店、2008 年、全 501 頁＋口絵 4 頁

６．研究組織
(1)研究代表者
片岡　一忠（KATAOKA KAZUTADA）
筑波大学・大学院人文社会科学研究科・教授
研究者番号：50092515